

やまなし子育て支援プラン推進協議会設置要綱

(趣 旨)

第1 県民一人一人がそれぞれの立場で、子どもたちの健やかな成長に関わり、社会全体で、子どもや子育て家庭を支援することを目的に策定した、次世代育成支援地域行動計画「やまなし子育て支援プラン」(以下「プラン」という。)の推進を図るため、やまなし子育て支援プラン推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プランに基づく取り組みの推進及び進行管理に関すること
- (2) ガイドライン及びプランの策定にあたり、意見提言を行うこと
- (3) その他プランの推進に必要な事項に関すること

(組 織)

第3 協議会は、知事が委嘱する委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役 員)

第4 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会においては、会長が議長となる。
- 3 会長が必要と認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶 務)

第6 協議会の庶務は、福祉保健部児童家庭課において処理する。

(雑 則)

第7 この要綱に定めるもののほか、協議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年 7月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 9月 3日から施行する。